

令和2年富良野市教育委員会第12回定例会

| | |
|-----------------|--|
| 開催年月日 | 令和2年12月21日（月） 午後4時12分開会 |
| 開催場所 | 富良野図書館 3階教育委員会室 |
| 出席委員 | 教育長 近内 栄 一 委員 宮本 鎮 栄 委員 津山 正 樹 委員 菅野 義 則 委員 渡邊 啓 子 |
| 欠席委員 | なし |
| 説明のために出席した者の職氏名 | 教育部長 亀淵 雅 彦 学校教育課長 佐藤 清 理 学校教育課主幹 松原 光 利 こども未来課長 佐藤 保 生涯学習センター所長 小笠原 竹 伸 学校教育課管理係長 石坂 征 和 |
| 議事日程 | 日程第1 会期の決定について 日程第2 議案第1号 富良野市文化財保護条例の一部改正について 議案第2号 富良野市文化財保護条例施行規則の制定について 報告議案第1号 令和2年度富良野市一般会計予算の補正報告（専決処分）について 報告議案第2号 令和2年度富良野市一般会計予算の追加補正報告（専決処分）について |
| 会議録署名委員の氏名 | 委員長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 菅野 義 則 委員 |
| 傍聴人 | なし |

議事の経過

開会 午後3時00分

近内教育長

只今より令和2年富良野市教育委員会第12回定例会を開会いたします。
会議録署名委員には、菅野委員にお願いいたします。
次に、教育長事務報告をお願いします。

亀淵教育部長

令和2年11月23日から12月20日までの事務報告を致します。お手元の資料に

基づき、主だったものについてご説明いたします。

12月10日、文化会館にて中高等学校経営連絡協議会に出席しています。

12月12、13日、ふらの演劇祭に参加しています。

以上です。

近内教育長

只今の教育長事務報告について、補足説明を行います。

12月10日、中高等学校経営連絡協議会では、市内の全中学校及び富良野高校、緑峰高校、南富良野高校、上富良野高校の校長、教頭が出席のもと、それぞれの学校の今年度の特徴的な教育活動について情報共有を行いました。その後、市内の各中学校における来年度の進路希望状況について、来年3月卒業予定の中学3年生は167名で前年度から11名減少しています。そういった中で、市内の富良野高校、緑峰高校への進学希望は約62%で、その他残り38%のかなりの部分が旭川や札幌等その他の地区に進学するという事です。今後の高校の魅力づくりを地域全体で取り組む枠組みづくりを行う必要があると、併せて中学校においては、地元高校への進学に向けた進路指導について情報共有を行っていきたいと考えています。

12月12日、13日のふらの演劇祭では、12日は布部小中学校、麓郷中学校、13日には緑峰高校、富良野高校の合計4校が参加して開催することができました。コロナ禍で開催が危ぶまれていましたが、実行委員会や関係者のご尽力の中で開催にこぎつけました。演劇のレベルも年々向上し、特に富良野高校では今年2年連続で高文連の全道大会で最優秀賞ということです。緑峰高校も少人数の中でレベルの高い演技をしていました。この成果は小中学校における演劇的手法を導入したコミュニケーション力向上の取組が基本にあると思っています。今後もこの教育が富良野における特色ある教育活動として続けていけるよう改めて関係者と情報共有を進めているところです。

以上です。

近内教育長

只今の教育長事務報告について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、次に進みます。

これより 議題に入ります。

日程第一 会期の決定についてお諮り致します。

会期については、本日よりと致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、只今お諮りのとおり決しました。
日程第二に移ります。

報告議案第1号「令和2年度富良野市一般会計予算の補正報告（専決処分）について」及び報告議案第2号「令和2年度富良野市一般会計予算の追加補正報告（専決処分）について」ですが、その性質上、地方教育行政組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により秘密会といたしたいと思いましたがいかがですか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認め、報告議案第1号及び報告議案第2号については、秘密会とし、他の議案の後に審議することといたします。

議案第1号を議題とします。

議案第1号「富良野市文化財保護条例の一部改正について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第1号 富良野市文化財保護条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、富良野市文化財調査委員会から提出のあった「富良野市における文化財の保護・活用事業の活性化」に関する意見書を踏まえ、富良野市の文化財保護事業の活性化のため、条例を改正しようとするものでございます。

以下、条を追ってその概要につきましてご説明申し上げます。

第2条は、文化財保護法に合わせ、文化財の定義を改めようとするものでございます。

第4条は、「文化財の保存及び活用に関する専門的事項を調査審議し、建議する」ことを目的に、「文化財調査委員会」を、学識経験者による「文化財保護審議会」に改組しようとするものでございます。

第5条は、団体が保持する文化財を、同意を得て当該団体を認定し、市指定文化財に指定できることにしようとするもの、及び文化財の所有者等の申請を受け、市指定文化財に指定できることにしようとするものでございます。

第7条は、引用条の整理でございます。

第9条は、市指定文化財の所有者等に変更があった場合等、届出事由及び届出

手続を明確化しようとするものでございます。

第 10 条は、届出事由の追加と、文言整理でございます。

第 11 条から第 19 条までは、文言整理でございます。

なお、条例の施行日は、令和 3 年 4 月 1 日からしようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第 1 号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第 2 号「富良野市文化財保護条例施行規則の制定について」を説明願います。

亀淵教育部長

議案第 2 号 富良野市文化財保護条例施行規則の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、富良野市文化財保護条例に定められた市指定文化財の指定・解除・現状変更・修理などに関わる申請・届出等を行う際の様式を定めるため、富良野市文化財保護条例施行規則を制定しようとするものでございます。

以下、条を追ってその概要についてご説明申し上げます。

第 1 条は、富良野市文化財保護条例施行規則の趣旨を定めようとするものでございます。

第 2 条は、文化財指定の同意に関するもので、第 1 項は、教育委員会が文化財を市指定文化財に指定しようとする場合、別記第 1 号様式「富良野市指定文化財指定同意依頼書」により、所有者や保持者又は保持団体（以下、これらを総称して「所有者等」という。）に指定の同意を求めることを定めようとするものでございます。

また第 2 項は、前項の「富良野市指定文化財指定同意依頼書」を受領した所有者等が指定を同意するときには、別記第 2 号様式「富良野市指定文化財指定同意書」を教育委員会に提出しなければならないことを定めようとするものでござい

ます。

第3条は、市指定文化財の申請に関するもので、文化財の所有者等が、市指定文化財に指定申請するときには、別記第3号様式「富良野市指定文化財指定申請書」を教育委員会に提出しなければならないことを定めようとするものでございます。

第4条は、教育委員会が、市指定文化財に指定したときには、所有者等に対して、別記第4号様式「富良野市指定文化財指定書」を交付することを定めようとするものでございます。

第5条は、市指定文化財の指定解除に関するもので、第1項は、市指定文化財が、その文化的価値を消失した場合、あるいは特殊な事情があって、指定を解除することになった場合には、教育委員会は、別記第5号様式「富良野市指定文化財指定解除書」を所有者等に公布することを定めようとするものでございます。

また第2項は、所有者等が前項によって、解除書の交付を受けたとき、または市指定文化財が市の区域内に所在しなくなったとき、国や北海道の指定文化財に指定された場合には、別記第4号様式「富良野市指定文化財指定書」を教育委員会に返納しなければならないことを定めようとするものでございます。

第6条は、市指定文化財指定書の再交付申請に関するもので、所有者等が指定書を紛失又は毀損したときには、別記第6号様式「富良野市指定文化財指定書再交付申請書」を教育委員会に提出し、指定書の再交付を求めることができることを定めようとするものでございます。

また第2項は、所有者等が指定書の再交付を受けた場合には、さきに受領した指定書は、失効することを定めようとするものでございます。

第7条は、文化財の所有者等が変更になった場合の届け出に関するもので、市指定文化財の所有者等が変更になったとき、あるいは所有者等が氏名・名称又は住所を変更した場合や文化財の所在地を変更しようとする場合、または文化財の所在、地番、地籍に異動があった場合には、所有者等は、別記第7号様式「富良野市指定文化財の変更届」を教育委員会に届け出なければならないことを定めようとするものでございます。

第8条は、市指定無形文化財の所有者等が変更になった場合の届け出に関するもので、無形文化財の保持者が死亡した場合や保持者として不適当になったとき、または保持団体が解散あるいは消滅したときには、相続人や保持者あるいは保持団体の代表者だった者は、別記第8号様式「富良野市指定文化財保持者の事故届」を教育委員会に届け出なければならないことを定めようとするものでございます。

第9条は、市指定文化財が滅失あるいは毀損した場合の届け出に関するもので、市指定文化財の全部又は一部が滅失・毀損した場合、あるいは亡失したときには、所有者等は、別記第9号様式「富良野市指定文化財滅失（毀損）届」を教育委員会に届け出なければならないことを定めようとするものでございます。

第 10 条は、所有者等が、市指定文化財の現状を変更しようとする場合の申請に関するもので、第 1 項は、所有者等が現状変更の許可を受けようとするには、別記第 10 号様式「富良野市指定文化財現状変更申請書」を教育委員会に提出しなければならないことを定めようとするものでございます。

また第 2 項は、教育委員会は、前項の「富良野市指定文化財現状変更申請書」を受領したときには、その申請内容を審査し、変更を許可する場合には、別記第 11 号様式「富良野市指定文化財現状変更許可書」を申請者に交付することを定めようとするものでございます。

第 11 条は、市指定文化財の所有者等が、市指定文化財の修理や維持するための措置を施そうとするときには、別記第 12 号様式「富良野市指定文化財修理届」を教育委員会に提出しなければならないことを定めようとするものでございます。

第 12 条は、市指定文化財の保存や記録作成を目的とした補助金の申請に関する条項で、文化財の所有者等が補助金を受けようとするときには、別記第 13 号様式「富良野市指定文化財補助金交付申請書」を市長に提出しなければならないことを定めようとするものでございます。

第 13 条は、教育委員会は、別記第 14 号様式「文化財台帳」を整備して、市指定文化財の保全状況や活用状況を明確にしておくことを定めようとするものでございます。

なお、施行規則の施行日は、令和 3 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第 2 号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
これより秘密会といたします。

近内教育長

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって令和2年富良野市教育委員会第12回定例会を閉会いたします。

閉会 午後4時35分